

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	健康福祉政策課	整理番号	1-5
許認可等の種類	社会福祉法人の新設合併の認可			
根拠法令条例等・条項	社会福祉法第54条の6第2項			
許認可等の概要	社会福祉法人の新設合併(二以上の社会福祉法人がする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。)に当たっての認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>・社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) <第54条の6第3項> 第32条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p><第32条> 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p> <p><第25条> 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p> <p>・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号) 別紙1「社会福祉法人審査基準」、別紙2「社会福祉法人定款例」</p> <p>・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号) 別紙「社会福祉法人審査要領」</p>			
基準の制定根拠	<p>・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)</p> <p>・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号)</p>			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(事例が稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難)			
期間の制定根拠	—			